

工事請負契約における 設計変更ガイドライン

令和2年5月

鹿屋市

目 次

- 1 本ガイドライン策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
 - (1) 策定の背景
 - (2) 策定の目的
- 2 設計変更が不可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 3 設計変更が可能なケース・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
 - (1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き
(契約書 17 条 1- (2))・・・・・・・・P4
 - (2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き
(契約書 17 条 1- (2))・・・・・・・・P4
 - (3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の
工事現場が一致しない場合の手続き (契約書 17 条 1- (3))
 - (4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き (契約書 18 条)
 - (5) 工事中止の場合の手続き (契約書 20 条)・・・・・・・・P6
 - (6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの・・・・・・・・P7
- 4 設計変更手続きフロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8, 9
- 5 工期・請負代金額の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10
 - (1) 概算金額明示の考え方
 - (2) 設計変更協議会での協議
- 6 関連事項
 - (1) 指定・任意の正しい運用・・・・・・・・・・・・・・・・P13
 - (2) 入札・契約時の設計図書等の疑義の解決・・・・・・・・P14

1 策定の背景

(1) 策定の背景

土木工事は、

- ・ 多種多様な現地の自然条件下で生産されるという特性から設計図書に示された施工条件が実際とは一致しない場合がある。
- ・ 設計図書で想定していなかった条件が発生する場合がある。
- ・ 設計図書に誤謬, 脱漏, 不明確な表示の場合がある。



以上のような背景があるため、設計変更の手続きを 明確にし、円滑な請負契約を執行する必要がある。

(2) 策定の目的

- ・ 契約関係の適正化, 責任の所在の明確化
- ・ 設計図書の変更手続きの円滑化
- ・ 契約関係の適正化により, 必要とする工事目的物の品質の確保

2 設計変更が不可能なケース

◆下記のような場合においては，原則として設計変更できない。

(尚，災害時等緊急の場合はこの限りではない)

- ☛設計図書に条件明示のない事項において，発注者と「協議」を行わず請負者が独自に判断して施工を実施した場合
- ☛発注者と「協議」をしているが，協議の回答がない時点で施工を実施した場合
- ☛「承諾」で施工した場合
- ☛工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合
- ☛正式な書面によらない事項(口頭のみ)の指示・協議等の場合
- ☛当初の設計図書に従って施工しても支障がない場合。
- ☛任意仮設において，施工方法の変更の場合（ただし，現地条件に^{そご}齟齬がある場合は除く）

3 設計変更が可能なケース

- ◆ 下記のような場合においては設計変更が可能である。
- ☛ 仮設（任意仮設を含む）において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合（ただし、所定の手続きが必要。）
- ☛ 当初発注時点で想定している工事着手時期に、請負者の責によらず、工事着手出来ない場合
- ☛ 所定の手続き（「協議等」）を行い、発注者の「指示」によるもの。（「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）
- ☛ 請負者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
ただし、設計変更・変更指示にあたっては、下記事項に留意する。
- ☛ 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
- ☛ 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にする。
（規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）
- ☛ 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

(1) 設計図書に誤謬^{ごびゅう}又は脱漏がある場合の手続き
(契約書第17条第1項の(2))

【例】

- ◇条件明示する必要がある場合にも係わらず，土質に関する一切の条件明示がない場合
- ◇条件明示する必要がある場合にも係わらず，地下水位に関する一切の条件明示がない場合
- ◇条件明示する必要がある場合にも係わらず，交通整理員についての条件明示がない場合

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き
(契約書第17条第1項の(2))

- ◇土質柱状図は明示されているが，地下水位が不明確な場合
- ◇水替工実施の記載はあるが，作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合
- ◇使用する材料の規格（種類，強度等）が明確に示されていない。

(3) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き
(契約書第17条第1項の(3))

【例】

- ◇設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
- ◇設計図書に明示された交通整理員の人数等が規制図と一致しない場合
- ◇前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

(4) 発注者が変更を必要と認める場合の手続き
(契約書第18条)

【例】

- ◇地元調整の結果、施工範囲、施工時間、施工期間を変更する。
- ◇同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。
- ◇警察・河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- ◇当初設計で指定していた建設副産物の処分先を変更する。
- ◇使用材料を変更する。
- ◇関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- ◇隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

(5) 工事中止の場合の手続き (契約書第18条)

【例】

- ◇設計図書に工事着工時期が定められた場合，その期日までに乙の責によらず施工できない場合

- ◇警察，河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

- ◇管理者間協議の結果，施工できない期間が設定された場合

- ◇受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合

- ◇設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため，施工できない場合

- ◇予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

- ◇埋蔵文化財の調査，発掘の遅延および埋蔵文化財が新たに発見され，工事の続行が不適當または不可能となった場合

- ◇関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

- ◇工事着手後，環境問題等の発生により工事の続行が不適當または不可能となった場合

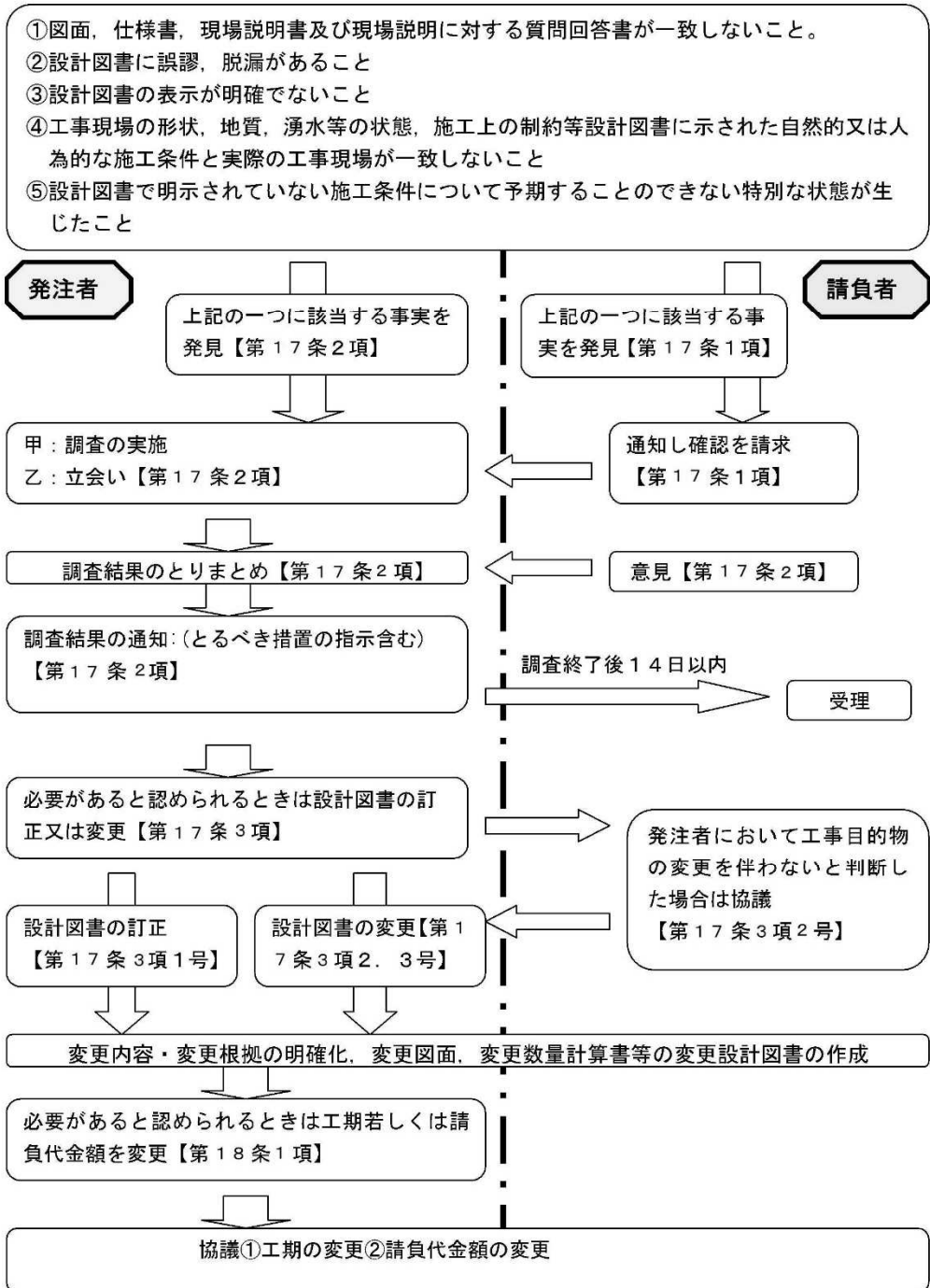
(6) 「設計図書の照査」の範囲をこえるもの
共通仕様書1-1-1-3設計図書の照査等に記載されている
範囲を超える行為。

「設計の照査の範囲を超える作業」として想定される具体例を
以下に示す。

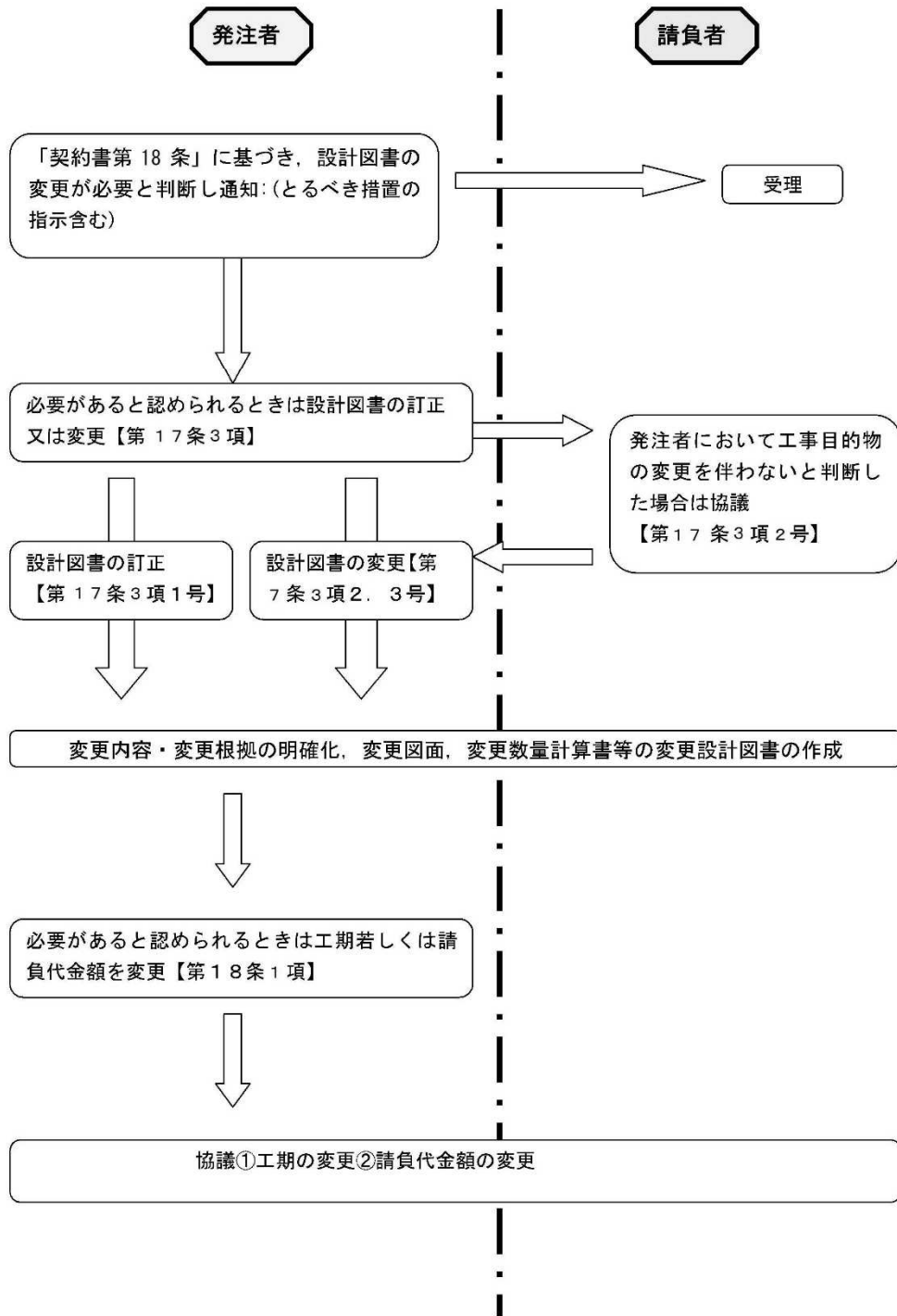
- ① 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - ② 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作
成が必要となるもの。
ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」
に含まれる。
 - ③ 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又
は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - ④ 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計 算が
必要となるもの。
 - ⑤ 構造物の載荷高さが変更となり構造計算の再計算が必要となるも
の。
 - ⑥ 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可
能なもの。
 - ⑦ 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計
算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - ⑧ 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面
作成。
 - ⑨ 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場
合の構造計算及び図面作成。
 - ⑩ 「設計要領」「各種示方書」等との対比設計。
 - ⑪ 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計
算を伴う照査。
 - ⑫ 設計根拠まで遡る見直し、必要とする工費の算出。
 - ⑬ 舗装修繕工事の縦横断設計。(当初の設計図書において縦横 断面
図が示されており、その修正を行う場合とする。なお、設計図書で
縦横断図が示されておらず、土木工事共通仕様書「10-14-4-3路面切
削工」「10-14-4-5切削オーバーレイ工」「10-14-4-6オーバーレイ
工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。)
- (注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図について
は、請負者の費用負担によるものとする。(共通仕様書1-1-1-19, 1-
1-1-20)

4 設計変更手続きフロー

(1) 請負契約書第 17 条 (条件変更等) 関連



(2) 請負契約書第 18 条 (設計図書の変更) 関連



5 工期・請負代金額の変更

(1) 概算金額明示の考え方

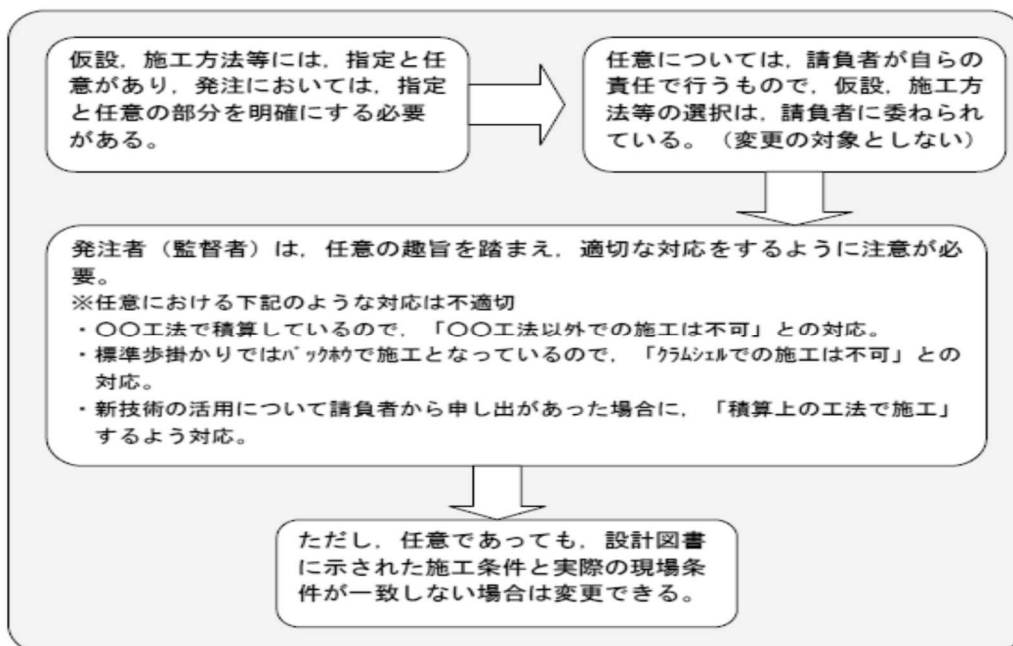
- ① 変更指示書通知後、受注者より工事打合せ簿に工事費内訳書を添付の上、見積額の提出があった場合、又は変更設計書案作成に伴い発注者が変更概算金額案を作成した場合は、発注者は概算金額を工事打合せ簿で提示・協議する。
- ② 発注者が提示する概算金額は、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料及び受注者からの見積書（妥当性を確認したもの）などを参考に記載することも可とする。
- ③ 記載した概算金額の出典や算出条件等についても明示する。
- ④ 記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
- ⑤ 緊急的に行う場合または何らかの理由により概算金額の算定に時間を要する場合は、後日通知することができる。

6 関連事項

(1) 指定・任意の正しい運用

指定・任意については、工事請負契約書第1条第2項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

- ☛任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は請負者の責任で行う。
- ☛任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
- ☛ただし、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。



(2) 入札・契約時の契約図書等の疑義の解決

- ・ 契約図書等についての疑義については、下記により、入札前の段階、設計照査の段階で解決しておくことが、スムーズな設計変更に繋がることになる。(請負者等への指導)

【入札前】

- ・ 入札参加者は、閲覧図書を熟覧のうえ、入札しなければならない。

この場合において閲覧図書について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

【契約後】

- ・ 請負者は、施工前及び施工途中において、契約書第17条第1項第1号から第4号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事項がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。

また、請負者は監督職員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなくてはならない。